

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
一般乗用旅客自動車 運送の提供(タクシー)	支出負担行為担当官 公害等調整委員会事務局 総務課長 小原 邦彦 東京都千代田区霞が関3- 1-1	平成29年4月3日	東京都個人タクシー共同 組合 東京都中野区弥生町5- 6-6	6011205000092	会計法29条の3第4項 適正な履行を確保するため、 当方の必要な条件を提示し たうえで公募を実施し、履行可 能者と契約	—	関東運輸局の認可料 金	—					単価契約
一般乗用旅客自動車 運送の提供(タクシー)	支出負担行為担当官 公害等調整委員会事務局 総務課長 小原 邦彦 東京都千代田区霞が関3- 1-1	平成29年4月3日	日の丸自動車株式会社 東京都中央区後楽1-1- 8	4010001006660	会計法29条の3第4項 適正な履行を確保するため、 当方の必要な条件を提示し たうえで公募を実施し、履行可 能者と契約	—	関東運輸局の認可料 金	—					
一般乗用旅客自動車 運送の提供(タクシー)	支出負担行為担当官 公害等調整委員会事務局 総務課長 小原 邦彦 東京都千代田区霞が関3- 1-1	平成29年4月3日	東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本 町4-15-11	1010001129530	会計法29条の3第4項 適正な履行を確保するため、 当方の必要な条件を提示し たうえで公募を実施し、履行可 能者と契約	—	関東運輸局の認可料 金	—					
一般乗用旅客自動車 運送の提供(タクシー)	支出負担行為担当官 公害等調整委員会事務局 総務課長 小原 邦彦 東京都千代田区霞が関3- 1-1	平成29年4月3日	東都タクシー無線協同 組合 東京都豊島区西池袋5- 13-13	7013305000491	会計法29条の3第4項 適正な履行を確保するため、 当方の必要な条件を提示し たうえで公募を実施し、履行可 能者と契約	—	関東運輸局の認可料 金	—					
一般乗用旅客自動車 運送の提供(タクシー)	支出負担行為担当官 公害等調整委員会事務局 総務課長 小原 邦彦 東京都千代田区霞が関3- 1-1	平成29年4月3日	東京無線協同組合 東京都新宿区百人町2- 18-12	3011105004428	会計法29条の3第4項 適正な履行を確保するため、 当方の必要な条件を提示し たうえで公募を実施し、履行可 能者と契約	—	関東運輸局の認可料 金	—					
一般乗用旅客自動車 運送の提供(タクシー)	支出負担行為担当官 公害等調整委員会事務局 総務課長 小原 邦彦 東京都千代田区霞が関3- 1-1	平成29年4月3日	イーエム無線協同組合 東京都中央区築地7- 10-2	8010005001282	会計法29条の3第4項 適正な履行を確保するため、 当方の必要な条件を提示し たうえで公募を実施し、履行可 能者と契約	—	関東運輸局の認可料 金	—					
一般乗用旅客自動車 運送の提供(タクシー)	支出負担行為担当官 公害等調整委員会事務局 総務課長 小原 邦彦 東京都千代田区霞が関3- 1-1	平成29年4月3日	日個連東京都営業協同 組合 東京都豊島区南大塚1- 2-12	2013305000538	会計法29条の3第4項 適正な履行を確保するため、 当方の必要な条件を提示し たうえで公募を実施し、履行可 能者と契約	—	関東運輸局の認可料 金	—					
一般乗用旅客自動車 運送の提供(タクシー)	支出負担行為担当官 公害等調整委員会事務局 総務課長 小原 邦彦 東京都千代田区霞が関3- 1-1	平成29年4月3日	チェッカーキャブ無線 協同組合 東京都中央区銀座8- 11-1	5010005001475	会計法29条の3第4項 適正な履行を確保するため、 当方の必要な条件を提示し たうえで公募を実施し、履行可 能者と契約	—	関東運輸局の認可料 金	—					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。